

平成18年2月1日
株式会社 新生銀行
(コード番号: 8303)

構造計算書偽装物件にかかる住宅ローン顧客の支援について

当行は、「構造計算書偽装物件(以下、偽装物件)」の購入の際に、当行で住宅ローンをご契約いただいているお客さまに対して、以下の支援策を実施いたします。

支援対象は、国土交通省のホームページに公表されている「構造計算書偽装物件」など、当行が定める物件を融資対象物件として、当行の住宅ローンを借り入れているお客さまです。今後、国土交通省が発表する偽装物件についても、当行が対象物件として定めた場合は、同様の支援を行います。

当行は、該当するお客さまに対して、下記支援策を個別にご案内し、お客さまの申し入れにより、3年間金利を免除するなどの支援を実施いたします。

記

「構造計算書偽装物件にかかる住宅ローン顧客支援策」の具体的内容

- 支援期間は3年間
- 支援期間中の金利支払いは一切免除する
- 支援期間の元金返済は猶予し、支援期間終了後、当初スケジュールを3年間後ろ倒しして再開する(返済期間は3年間延長される)
- お客さまの申し出があった場合、返済期間を完済時80歳まで延長する
- 支援期間内の繰上返済は、期間短縮ではなく返済額減額の取り扱いとする

以 上